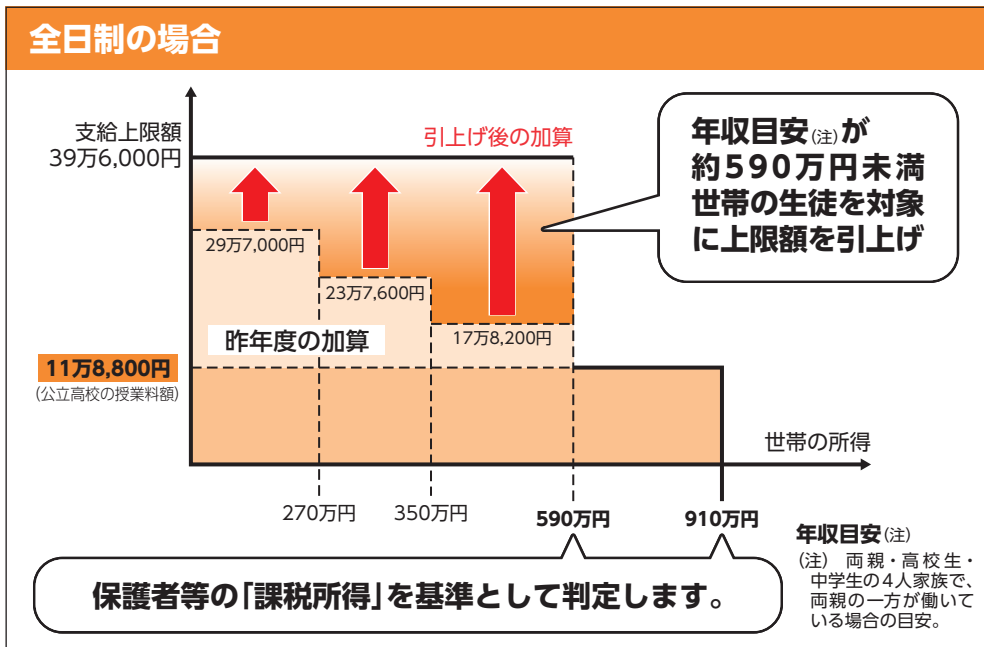


国からの就学支援金について

授業料の保護者負担の軽減によりさらに身近になった私学

家庭の経済状況にかかわらず意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、平成22年度から、国の費用により国立・私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度が設けられ、授業料の保護者負担の軽減が行われました。さらに、令和2年度からは、年収590万円未満世帯を対象に授業料の大幅な軽減が図られました。

高等学校等就学支援金の支給額(予定)は、保護者の所得によって、次のとおりとなります。



※県の子育て支援のための私立高校生授業料等減免

山口県では授業料や施設設備費等の減免など、経済的理由で就学が困難な生徒の支援を行う学校法人に対して助成することにより、家庭の教育費負担を軽減しています。

高等学校

- 就学支援金対象生徒の授業料減免
 - 1 生活保護世帯 授業料等の月額と高等学校等就学支援金等との差額と、1,650円のいずれか少ない額
 - 2 年収約590万円以上610万円未満世帯 月額6,600円
 - 3 家計急変世帯 高等学校等就学支援金等の加算がない者 23,100円
高等学校等就学支援金等の対象とならない者 33,000円
 - 入学時納付金減免 年収約350万円未満世帯と家計急変世帯 70,000円以内
- ※就学支援金対象外の場合など、詳細は入学した学校にご相談してください。

高等学校等就学支援金制度 Q & A

1 Q 支給対象者は
どうなっていますか。

A 国立・私立高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第3学年まで、高等学校の課程に類する課程を置く専修学校などが対象です。

ただし、道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が507,000円以上の場合には支給されません。

3 Q 就学支援金は
誰が受け取るのですか。

A 学校が、本人に代わって受け取り、授業料に充てることとなります。生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。なお、学校の授業料と就学支援金の差額については、生徒本人（保護者）が負担する必要があります。

5 Q 年齢制限はありますか。

A 年齢による制限はありません。

7 Q 必要な手続きは
ありますか。

A 入学時に学校から配布される申請書と市町村の窓口で発行される課税証明書が必要です。

2 Q 制度の対象は
授業料のみですか。

A 正規の生徒の授業料のみです。入学金、施設設備費、修学旅行費、生徒会費等授業料以外の学費は対象になりません。

4 Q 所得による制限は
ありますか。

A 学校に在籍する生徒は世帯の所得に対する道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が507,000円以上の場合には支給されません。

6 Q 対象となる学校に在学
している場合、誰でも
支給を受けることができ
ますか。

A 高等学校等を既に卒業したことがある生徒や修業年限を超えて在学している生徒は支給の対象となりません。